

沖縄県名護市数久田における銃弾の発見に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年十一月十九日

参議院議長伊達忠一殿

糸數慶子

O

O

沖縄県名護市数久田における銃弾の発見に関する質問主意書

二〇一八年六月二十一日、沖縄県の米軍キャンプ・シュワブの実弾射撃訓練場「レンジ10」に隣接する沖縄県名護市数久田の農作業小屋で銃弾が発見されてから四カ月以上が経過するが、未だに詳細は明らかになつていない（以下「本件」という。）。沖縄県内においては過去にも流弾事故が複数回発生しており、中には未解決のままとなつてているケースもある。

よつて、以下、質問する。

- 一 本件について、政府として承知しているところを明らかにされたい。
- 二 本件について、政府としてこれまでどのような対応をし、また、今後どのような対応をする予定か、明らかにされたい。併せて、本件に関する米軍の対応について、政府として承知しているところを明らかにされたい。
- 三 本件について、政府は、近隣住民等の関係者に対する説明等を行つたか。行つたのであれば、説明等を行つた日時並びに説明等の相手方及び内容を明らかにされたい。
- 四 本件において発見された銃弾は米軍の物と推察されるが、未だに特定できていない。政府として米軍に

対し本件に関する捜査協力等を依頼したか。依頼したのであれば、依頼した日時、依頼方法及び依頼内容について明らかにされたい。

五 沖縄が本土に復帰した一九七二年五月十五日以降、在沖縄米軍基地周辺地域において、米軍の演習による流弾等で建物、器物、人体等に被害が及んだ事故、事件等を時系列で示すとともに、それぞれの事故、事件等の発生原因、補償内容、解決状況等について、政府の承知しているところを明らかにされたい。

右質問する。